

## 日本小児泌尿器科学会 学会賞運用細則

- 第1条 本会は学会賞授与制度を設け、毎年開催される学術集会での発表演題を対象として、以下に述べる参考を経て選ばれたものに授ける。なお、受賞は原則として各部門1名、合計3名とし、複数回の受賞および連続しての受賞を妨げない。
- 第2条 名称を「日本小児泌尿器科学会 学会賞」とする。
- 第3条 学会賞は、臨床部門、基礎部門、症例報告部門の3部門でそれぞれ選考される。
- 第4条 応募演題は、学会員が国内施設で行った研究とする。
- 第5条 応募希望者は、演題応募の時に、学会賞への応募の意思の有無、および応募分野（3部門のうちの一つ）を記載する。なお、同一者による一部門への複数の演題応募は不可とする。
- 第6条 選考対象となる演題の筆頭演者は、学術集会最終日において満45歳未満の者とする。
- 第7条 選考方法
- 1) 一次選考は、理事全員が全演題の査読をする。ただし、50演題を超える場合は適宜分担する。一次選考では、演者・施設名を記載せず匿名化選考とする。また、所属施設からの応募演題の評価は行わない。評価の方法は附則に定める。
  - 2) 一次選考では、各部門で1セッションを組める演題数（各部門5題程度）を候補演題として選定する。
  - 3) 二次選考は、一部門5名の理事で審査を行う。それぞれの部門の選考委員は、学術委員長より事前に委嘱される。所属施設からの演題が含まれる部門の選考委員にはなれない。
  - 4) 二次選考は、学術集会当日、選考委員が担当候補演題のすべてを聴講し、評価する。評価の方法は附則に定める。
  - 5) 選考終了後、事務局が集計し、理事長、会長、学術委員長が協議を行い、各部門の受賞者を決定する。
- 第8条 授賞式は、学術集会期間中に行い、理事長と会長の連名で表彰され、会長から賞状と副賞を授与される。
- 第9条 受賞者に発表内容に関する論文を本学会誌に投稿する義務はないが、投稿は自由である。投稿された場合、編集委員会で通常の手続きによって査読される。
- 第10条 学術集会におけるプログラムの構成は、学術委員長と会長との協議によって決定される。

## 附則

演題の評価方法は、下記により行う。

1) 一次選考では、抄録内容の査読とし、5段階評価[5点(Excellent 約10%)、4点(Very good 約20%)、3点(Good 約40%)、2点(Fair 約20%)、1点(Poor 約10%) ]とし、演題ごとの平均点で順位を決める。

2) 二次選考での評価は、

・基礎部門の演題は

(1) 研究のオリジナリティ、(2) 科学的価値、(3) プレゼンテーションの分かり易さ/構成力及び資料の完成度、(4) 質疑応答の態度・説得力、の4項目とする。

・臨床部門の演題は

(1) 臨床的意義、(2) 研究のオリジナリティ、(3) プレゼンテーションの分かり易さ/構成力及び資料の完成度、(4) 質疑応答の態度・説得力、の4項目とする。

・症例報告部門の演題は

(1) 症例報告としての意義、(2) 研究のオリジナリティ、(3) プレゼンテーションの分かり易さ/構成力及び資料の完成度、(4) 質疑応答の態度・説得力、の4項目とする。

・各項目についてそれぞれ1~5の5段階(最も優れたものが5)の絶対的評価により行い、それらの合計点を各演題の持ち点として、原則として最も高い持ち点となったものを学会賞とする。

・学会の開催形態により評価項目、評価方法は適宜修正されるものとする。

1)本細則は2011年7月14日より施行

2)2012年7月5日改訂

3)2015年1月17日改訂

4)2015年11月30日改訂

5)2016年9月4日改訂

6)2021年7月2日改訂